

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税</p> <p>(変質、損傷等による戻し税の手続)</p> <p>10—9 令第3条の2の規定による戻し税の手続については、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 同条第2項に規定する申請書は、「被災貨物についての関税払戻し(減額・控除)申請書」(T—1040)とし、2通(会計検査院に送付する必要がある場合_{〔「財務省の計算証明に関する指定について」(平成29年4月会計検査院長訓令検第402号) 第3章第17条第1項(2)参照〕})、会計検査院送付用として1通を加える。(以下19—17の(5)のイ、19の2—10、19の3—5の(1)、20—4及び20—11に規定する関税の払戻し(減額・控除)申請書について同じ。)に同項に規定する確認書及び許可書又は証明書類(特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類)を添付して提出させる。</p>	<p>第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税</p> <p>(変質、損傷等による戻し税の手続)</p> <p>10—9 令第3条の2の規定による戻し税の手続については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 同条第2項に規定する申請書は、「被災貨物についての関税払戻し(減額・控除)申請書」(T—1040)とし、2通(会計検査院に送付する必要がある場合_{〔「財務省の計算証明に関する指定について」(平成4年10月1日会計検査院長訓令4検第412号) 第3章第六第1項(2)((国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定))参照〕})、会計検査院送付用として1通を加える。(以下19—17の(5)のイ、19の2—10、19の3—5の(1)、20—4及び20—11に規定する関税の払戻し(減額・控除)申請書について同じ。)に同項に規定する確認書及び許可書又は証明書類(特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類)を添付して提出させる。</p>